

令和7年3月17日

学 長 裁 定

(趣旨)

- 1 高知大学（以下「本学」という。）は、本学において生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究の更なる発展に寄与するとともに、その成果を社会に還元し、地域社会及び国際社会に貢献することを目的として、オープンアクセスポリシーを以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、出版社、学協会及び学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された本学に在籍する研究者（以下「研究者」という。）の研究成果（以下「研究成果」という。）を次のいずれかの方法によって公開する。研究成果の著作権は、本学には移転しない。
 - (1) 高知大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）への登録
 - (2) その他当該研究者が選択する方法

(適用の範囲)

- 3 本ポリシーは、施行日以降に公表された研究成果に適用するものとし、施行日前に公表された研究成果についても公開を推奨する。ただし、施行日前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーを適用しない。

(適用の例外)

- 4 本学は、前項の規定にかかわらず、著作権その他の理由により公開が不適切であると判断される場合は、当該研究成果を公開しない。

(リポジトリへの登録・公開等)

- 5 リポジトリへの登録により公開する場合は、研究者は研究成果について、リポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を、できる限り速やかに本学に提供する。研究成果のリポジトリへの登録・公開、公開後のデータ利用等に関する事項は、高知大学学術情報リポジトリ運用要項に基づき取り扱う。

(研究データ管理・公開ポリシーとの連携)

- 6 本学は、本ポリシーに基づく取組と高知大学研究データ管理・公開ポリシーに基づく取組との連携によりオープンサイエンスを推進する。なお、本ポリシーでは、オープンサイエンスを「多言語の科学知識を誰もが自由に利用・アクセス・再利用できるようにし、科学と社会の利益のために共同研究と情報の共有を増進させ、科学知識の創造、評価、伝達のプロセスを従来の科学界を超えて社会貢献活動に関係するすべての人に開放するための様々な運動と実践を統合した包括的な概念」と定義する。

(その他)

7 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則

このポリシーは、令和7年3月17日から施行する。